

平成30年7月10日

第13回水俣市農業委員会

第13回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 平成30年7月10日
開会 9時34分
閉会 10時40分
- 3 出席委員
農業委員 13名
1番 元村 善二 君
2番 松本 公昭 君
3番 松田 時義 君
4番 戸次 治夫 君
5番 田上 哲人 君
6番 森口 信二 君
7番 廣島 康雄 君
8番 山澤 親徳 君
9番 苗床 勝美 君
11番 池田 郁雄 君
12番 田畑 和雄 君
13番 友田 勝久 君
14番 中村 清治 君
推進委員 13名
15番 向田 博 君
16番 草野 武雄 君
17番 竹下 正治 君
18番 野間 勝 君
19番 山内 秋光 君
20番 溝口 幸一 君
21番 前島 春美 君
22番 坂口 新一 君
23番 山口 初憲 君
24番 前田 仁 君
26番 森下 義孝 君
27番 下鶴 信雄 君
28番 古里 一幸 君
- 4 欠席委員
農業委員 1名
10番 坂本 隆司 君
推進委員 1名
25番 淵上 民雄 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 報告事項(1) 合意解約通知について
報告事項(2) 許可不要転用について
報告事項(3) 農用地利用配分計画の認可について
報告事項(4) 平成29年5月会議農用地利用集積計画の申出
新規設定2番に訂正について
報告事項(5) 農地形状変更の取りやめについて
議第45号 農地法第3条の許可申請について
議第46号 農地法第4条の許可申請について
議第47号 農地法第5条の許可申請について
議第48号 農用地利用集積計画の申出について
議第49号 平成30年度田畑売買価格等の決定について

6 農業委員会事務局
局長 宮崎 博巳
参事 鶴田 千恵美
参事 本村 広揮

議 長
(元村善二君)

それでは、只今より第13回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は13名です。欠席農業委員は、10番坂本委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、12番の田畑委員・13番の友田委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員の欠席者は25番淵上委員です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した農業委員に読み上げていただきます。本日は12番の田畑委員にお願いします。

12番委員
(田畑和雄君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(宮崎局長)

はい、議長

議 長

はい、事務局長

事務局長

1ページをお願いします。

報告事項(1)合意解約通知について、御説明いたします。番号1、貸人が、記載のとおり、借人が、記載のとおりです。土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、台帳、現況ともに田で、面積は、2,386㎡です。

理由は、借人が、死亡したため、借人の相続人にあるは、借地まで手が回らなくなったため返還するものです。

場所は、2ページに、記載しております。

3ページをお願いします。

報告事項(2)許可不要転用について、御説明いたします。番号1、届出人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、台帳;畑、現況;雑種地で、面積は、269㎡です。

理由は、申請地を道路とすることで、隣接の農地の運搬の効率化を図ろうというものです。

場所は、4ページに記載しております。

5ページをお願いします。

報告事項(3)農用地利用集積計画の認可について、熊本県農業公社が転貸人となる、1番から3番までの3件について、

御説明申し上げます。

番号1番は、貸人が、記載のとおりです。

所在は、記載のとおりで、地目は、ともに田、面積が、601㎡と1,949㎡の合計2,550㎡です。

期間は、平成30年6月1日から平成35年5月31日までの5年間です。

利用目的は、水稻で、借賃は、全体で玄米120kgとなっております。

利用権の種類は、賃借権で、借人は、記載のとおりとなっております。

場所は、6ページに、記載しております。

番号2番、3番は、貸人が、記載のとおりです。

所在は、2番、3番が、記載のとおりです。

地目は、ともに畑、面積が、2番が1,470㎡のうち1,430㎡、3番が416㎡のうち356㎡で、合計1,786㎡になります。

期間は、ともに平成30年6月1日から平成35年5月31日までの5年間です。

利用目的は、アボカドで、10a当たりの借賃は、2番が9,790円、3番が10,647円です。

利用権の種類は、賃借権で、借人は記載のとおりとなっております。

場所は、7ページに、記載しております。

8ページをお願いします。

報告事項(4)平成29年5月会議農用地利用集積計画の申出(利用権新規)の訂正について、御説明いたします。

平成29年5月会議の番号2について、賃借権の賃借期間の設定の内容に誤りがあったため、訂正するものです。

訂正は、当初、平成29年6月1日から平成34年5月31日までの5年間の内容としていましたが、農業者年金特定処分農地のため10年間の期間設定が必要とのことで、平成39年5月31日までの10年間に訂正するものです。

場所は、4ページに、記載しております。

9ページをお願いします。

報告事項(5)農地形状変更の取りやめについて、御説明いたします。

番号1、番号2ともに平成29年4月の定例会の際に、形状変更届が出されていたものです。

ともに、南九州西回り自動車道の建設発生土を受け入れ、盛土による形状変更を計画していたものですが、運搬用トラックの通行の支障となる木の伐採や、受け入れ後の道路補修について、費用が発生することから、建設発生土の受け入れを辞退したものです。

これにより形状変更も取りやめることとなったものです。

場所は、10ページに、記載しております。
以上でございます。

議長

ありがとうございました。報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。

議第45号 農地法第3条の許可申請について、議第45号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

5番委員
(田上哲人君)

はい、議長

議長

はい、5番 田上哲人委員をお願いします。

5番委員

それでは、3条の番号1から3番までを説明いたします。
番号1、譲渡人、記載のとおり。譲受人、記載のとおり。
土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、
1,064㎡です。

譲受人の状況は、記載のとおりです。構成員は、記載のとおりです。

7月5日に譲受人立会で現地調査を行いました。申請地は次のページの13ページになります。デコポンが栽培されておりました。その左側に果樹の記号がありますが、そこに譲受人がデコポンを栽培されておられます。譲渡人は農地の維持管理ができないとのことから、申請地の隣を耕作されている譲受人に譲渡の打診があり、耕作の利便性が高いことから今回の申請となっております。譲受人は高齢ではありますが、家族の協力を得て、樫や柑橘の栽培等で専業で農業に取り組まれておられます。樫は相当な量を出荷されているとのことでした。

下限面積等は満足し、農地法第3条第2項の各号には該当していませんので許可要件は満たしており、何ら問題ないかと思われまます。御審議の程よろしく申し上げます。

続けて2番、3番は譲受人が同一人ですので、続けて説明させていただきます。

番号2、譲渡人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、
2筆合計2,004㎡です。

番号3、譲渡人、記載のとおり。譲受人は2番、3番とも記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、
2筆合計3,381㎡です。

譲受人の状況は、記載のとおり。構成員は、記載のとおりです。

これも7月5日に譲受立会いで現地調査を行いました。申請

地は次のページの14ページになります。譲受人は、会社を経営されていますが、現在は子供に会社を任せ、農業に取り組まれ、自作地には櫨を栽培されています。規模拡大を図り、水俣市で櫨の栽培に取り組みたいとのことを言うておられました。申請地の状況は雑草が茂っており、耕作放棄地に近い状況で、拓いて櫨を栽培するとのことでした。遊休農地の解消にも繋がるものと思われまます。

下限面積等は満足し、農地法第3条第2項の各号には該当していませんので、許可要件は満たしており、何ら問題はないかと思われまます。御審議の程よろしくお願ひします。

9番委員
(苗床勝美君)

はい、議長

議長

はい、9番 苗床勝美委員にお願ひします。

9番委員

おはようございまます。議第45号農地法第3条許可申請の4番ついて説明いたしまます。これは坂本委員が不在というようなことで、代理で説明いたしまます。

譲渡人、記載のとおり。譲受人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、1,287㎡。

譲受人の状況につきましては、記載のとおりでございまます。構成員は記載のとおりでございまます。譲渡人につきましては、農業以外の仕事に就いておられるというようなことでございまました。この畑については、一部は耕作放棄地ということて判断しまました。譲受人は果樹関係は専門で、市外からの出作というようなことで大々的にやっておられますが、今度の申請地につきましては、一部農道がないというようなことで、一部を農道に使いたいというような話をされておりました。

申請地は15ページを御覧ください。下限面積につきましては、申請地と自作地の合計面積で40aは超えておりました。7月5日に譲受人、行政書士、坂本委員、事務局2人で現地調査を行い、周辺農地の利用状況等を確認してきました。別に問題はないと判断してきましたので、報告申し上げます。

よって、農地法第3条第2項の各号には該当しないために許可要件は満たしておりましたので、御審議の程よろしくお願ひいたしまます。

以上でございまます。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願ひします。

(補足説明なし)

議 長 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は
ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長 御質疑、御異議もないようですので、議第45号 農地法第
3条の許可申請については、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長 御質疑、御異議もないようですので、議第45号 農地法第
3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号には該当
しないために、許可要件は満たしておりますので、許可するこ
とに決定いたします。

次に移ります。

議第46号 農地法第4条の許可申請について、議第46号
を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

11番委員
(池田郁雄君)

はい、議長

議 長

はい、11番 池田郁雄委員をお願いします。

11番委員

農地法4条の許可申請の1番について説明いたします。

申請人は、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面
積、2筆合計469㎡です。

転用理由は、記載のとおりです。第2種農地です。

施設の概要、記載のとおりです。

資金計画、自己資金が記載のとおり、残高証明書添付です。
費用、記載のとおりです。

申請地は18ページをご覧ください。7月5日、推進委員の
前田さん、申請人、事務局2名、私の5人で現地調査をいたし
ました。申請地は民家の承諾を得てありますし、雨水処理も側
溝がありましたので問題ないと思います。

現地調査の結果、農地法第4条の転用に係る許可基準により、
太陽光発電設備を設置してよいと判断してまいりましたので、
御審議の程よろしくをお願いします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明
があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第46号 農地法第4条の許可申請については、本会の意見として決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第46号 農地法第4条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、本会の意見として決定いたします。

次に移ります。

議第47号 農地法第5条の許可申請について、議第47号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

3番委員
(松田時義君)

はい、議長

議 長

はい、3番 松田時義委員をお願いします。

3番委員

失礼します。農地法第5条申請の1番と2番について御説明いたします。

まず1番目、譲渡人、記載のとおり。譲受人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況防草シートに覆われていました。面積、315㎡。

転用理由、記載のとおりです。第3種農地にあたります。所有権移転です。

施設概要、記載のとおり。

資金計画、融資記載のとおり、融資見込証明書が添付されておりますので資金については問題ないと思われま。費用、記載のとおりです。

場所は22ページを御覧ください。7月6日、事務局2名、設計事務所の設計士が1人、竹下委員、私、5人で現地調査を行いました。周辺に農地等ありません。次の23ページは設計図が載っているかと思いますが、雨水は市の側溝に流されます。排水は合併浄化槽です。それで何ら問題はないものと思われま。

実は、この議案書が送ってきまして、議案書を見ましたとこ

ろ、これはちょっとおかしいなと思って、7月5日私は現地を見に行きました。そして申請地の周辺に実は県の文化財があります。すぐに水俣市教育委員会に行きまして、埋蔵文化財の地図を見せてもらいました。そしたら、これは埋蔵文化財に当てはまります。それで文化財保護法93条1項により、県に届出が必要です。関係の地図と届出書をもってきまして、現地調査をした時に設計事務所の設計士にその用紙を渡しました。農業委員会の許可とは別に県に届出が必要ですので、その説明をいたしました。設計事務所の方はわかりましたということで、直ちに県の方にも届出はしますということでした。農業委員会と県の報告は別ですので、農業委員会は農業委員会で進めてもらっていいということでした。

次、2番目、譲渡人、記載のとおり。譲受人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳田と畑、現況は雑草に覆われていました。面積、2筆合計1,493㎡です。

転用理由、記載のとおり。第3種農地、所有権移転です。

施設の概要、記載のとおり。

資金計画、融資記載のとおり、融資予定証明書が添付されております。自己資金記載のとおり、残高証明書が添付されております。費用、記載のとおりとなっています。

申請地は24ページをご覧ください。7月6日に事務局から2名、行政書士、竹下委員、私5名で現地調査を行いました。周辺に農地等は1ヶ所農地の記号がありますが、耕作してありません。周辺の農地への影響もないものと思います。25ページを開けると配置図があります。雨水は市の側溝、排水は合併浄化槽で処理されます。1戸建ての賃貸住宅を造りたいということで、非常に現在は希望者が多いということでした。

以上、現地調査及び転用に係る許可基準から何ら問題はないものと思われしますので、御審議の程よろしく申し上げます。

これで説明は終わります。

7番委員
(廣島康雄君)

はい、議長

議長

はい、7番 廣島康雄委員にお願いします。

7番委員

おはようございます。農地法第5条申請の3番について説明いたします。議案書は21ページでございます。

譲渡人、記載のとおり。譲受人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、275㎡でございます。

転用理由、記載のとおりです。第2種農地、所有権移転です。

施設の概要、記載のとおり。

資金計画、融資記載のとおり、融資見込証明書添付です。費

用、記載のとおりです。

現地調査を7月5日に行政書士、事務局2名、向田委員と私の5名で行いました。申請地は26ページをご覧ください。申請地の周りは住宅地であり、転用は適当であると考えております。27ページに平面図が載っております。雨水は合併浄化槽とともに市の側溝に流すように設計されておりました。信用につきましては、転用の目的からしても、問題はないものと考えます。転用面積の妥当性につきましては、現地調査をしたときに図面と合わせて確認していますので、問題はないものと考えております。

以上現地調査及び転用に係る許可基準から何ら問題はないものと思われますので、御審議の程よろしくお願いいたします。説明を終わります。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

4番委員
(戸次治夫君)

はい、議長

議長

はい、4番 戸次委員

4番委員

2番についてお尋ねしたいと思うんですが、4棟建てるということで、建築費が記載額で、1戸当たりを計算して、この金額で建ちますかね。

事務局
(本村参事)

はい、議長

議長

はい、事務局

事務局

その部分に関しましては、見積書の提出がありまして、一応その金額の見積もりが出てきております。見積書が妥当かどうかというのはちょっと私達では詳しくわかりません。

3番委員

施設の概要のところ、4棟合わせた面積が212㎡なんですよ。4棟でこれだけですかと質問しました。4棟合わせてこれだけの面積ですということでした。設計図を見てみますと、平屋の1戸建てで、非常に簡単な作りで、畳もないということ

で、全部洋間です。そこのところを私も疑問に思ったものですかから聞いたところが、非常に簡単な造りみたいな感じがしました。

議 長

他にはありませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第47号 農地法第5条の許可申請については、本会の意見として決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第47号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、本会の意見として決定いたします。

次に移ります。

議第48号 農用地利用集積計画の申出について、議第48号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

11番委員

はい、議長

議 長

はい、11番 池田郁雄委員をお願いします。

11番委員

農用地利用集積計画の申出新規設定の1番について御説明いたします。

貸人は、記載のとおり、借人は、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、3筆合計1,733㎡です。始期終期は、平成30年8月1日から平成35年7月31日まで5年間です。利用目的は水稲とサラたまを作るそうです。利用権の種類は賃借権です。借賃は全体で玄米150kgとなっております。

借人の経営面積は記載のとおり、1人で農業に従事されています。借人は水稲栽培と一緒にサラたまも作っておられます。

申請地は31ページをご覧ください。ここは以前問題になったところです。ここの借人と貸人の関係については、前田推進委員が調べておりますので、前田推進委員から説明していただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので御審議の程よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。ここで前田推進委員から説明をも

raitai to omoimasu. maeda suisen iin onogai shimasu.

2 4 番委員
(前田 仁君)

皆さんおはようございます。7月4日に借人にお聞きしました。貸人は元々耕作はされておらず、親戚の方々が耕作をされておられましたということで、その耕作されておられた方が高齢でもう作られないということで、同級生に相談したところ、知人である借人の方にどうだろうかというふうな打診がありまして、借人の方が作りたいということで今回申し出がありました。只この前から何か問題があったことをごさいますけども、その方に説明して、すべて農業用水の維持管理もするというので納得されたということでございますので、借人の方も頑張っておられますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長

ありがとうございます。それでは、2番と3番については、坂本委員の担当地区でございますが、本日欠席ですので、私の方から説明させていただきます。

利用権設定の新規で、番号2、貸人、記載のとおり。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、707㎡です。始期終期、平成30年8月1日から平成33年7月31日まで3年間です。野菜を作るということであります。借賃は無償で使用貸借権です。

借人は、2番も3番も同じですので後で説明します。

番号3、貸人、記載のとおり。この方は2番の貸人のお母さんです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑ですが、ここは甘夏園でございました。面積972㎡。始期終期、平成30年8月1日から平成33年7月31日まで、期間が3年、利用目的が果樹、借賃は無償です。利用権の種類は使用貸借権です。

借人は、記載のとおり。借人は大体申請地付近の方です。違う場所に現在おられますが、毎日こちらの方に来ておられます。借人は現在記載の畑地を持っておられます。

場所は、32ページをご覧ください。この借地の真下が借人の実家でございますので、ここに農機具関係を置いてここに野菜を作るということでございます。

3番については、33ページをご覧ください。ここに甘夏園があります。ここを借りて栽培するというのでございました。本人は自宅から通ってこちらの方に小屋がありますので、そこから園地の方に向かうということでございます。自宅からこちらまでは大体4km位ですので時間的には問題ないと思われまます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は

満たしておりますので、御審議の程よろしく申し上げます。
以上です。

4番委員

はい、議長

議長

はい、4番 戸次治夫委員に申し上げます。

4番委員

農用地利用集積計画の4番について説明いたします。
貸人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、
2,386㎡。始期終期は平成30年8月1日から平成31年
7月31日、1年間となっております。利用目的は水稻です。
借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。

借人は、記載のとおり。経営面積は、記載のとおりとなっ
ております。従事者は記載のとおりです。

場所は、34ページをご覧ください。この場所は先程合意解
約で申出がありました土地です。それを借人が借りて作るそう
です。借人はこの前に田んぼを探しておられまして、1件あっ
たんですが、ちょっと借りれない経緯があつて、他を探してい
たらこの土地がありまして、これを借りたいということです。
借人は主に野菜等を作っております。場所は皆さんご存知のと
おりですので、高冷地野菜にも匹敵するような場所で、野菜を
主に生産されて一生懸命やっておられます。

以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要
件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願
いいたします。

2番委員
(松本公昭君)

はい、議長

議長

はい、2番 松本公昭委員に申し上げます。

2番委員

おはようございます。利用権の再設定の1番と2番を説明い
たします。

まず1番、貸人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳田、現況畑、面積、
1,602㎡。始期終期は平成30年8月1日から平成35年
7月31日までの5年間です。利用目的は玉葱を作られるとい
うことです。借賃は10a当たり6,500円、利用権の種類
が賃借権。

借人は、記載のとおり。経営面積が、記載のとおりでありま
す。

申請地は35ページをご覧ください。借人は自作地、借地と
もほとんど耕作されており、以前はお茶もしておられましたが、

現在は玉葱をメインに頑張っておられます。貸人に電話で確認したところ、引き続き借りてほしいということでした。

以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしく願いいたします。

続きまして、番号2、貸人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、562㎡。始期終期が平成30年8月1日から平成35年7月31日までの5年間、利用目的は水稻、借賃は無償で、利用権の種類が使用貸借権になっております。

借人は、記載のとおり。経営面積が、記載のとおり。従事者は記載のとおり。

現地は36ページをご覧ください。借人は、自作地、借入地ともにほとんど耕作されており、貸人に確認したところ、引き続き借りてほしいということでした。

以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしく願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。担当地区の委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議長

関係委員から詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

2番委員

はい、議長

議長

はい、2番 松本委員

2番委員

利用権設定の新規の1番についてですが、ここは確か農道を他所の者が使うときは1反当たり5万円取るとかという話だったんですが、どうなってるんでしょうか。

24番委員

はい、議長

議長

はい、前田推進委員

24番委員

先程も申し上げましたけども、以前そういう問題があったということで、借人の方から、その言われた本人の方に説明して、用水路とかの維持管理とかもしてもらえればいいですよということで同意を得たということで聞いております。

以上です。

議 長

他にはありませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第48号 農用地利用集積計画の申出については承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第48号 農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

次に移ります。

議第49号 平成30年度田畑売買価格等の決定について、議第49号を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局長

はい、議長

議 長

はい、事務局長

事務局長

議第49号「平成30年度田畑売買価格等の決定について」の説明をさせていただきます。

資料は、お配りした「議第49号関係資料【平成30年度田畑売買価格等の決定について】」をご覧ください。

この価格調査につきましては、取り扱い方法に不明瞭な部分がありましたので、簡単に整理させていただいております。

1ページ目に、1番目的から、6番対応案まで整理し、2ページから10ページまでは、水俣市、久木野の田、畑、水俣市の果樹園の資料を添付させていただいております。

主要事項を1ページ目に整理しておりますので、1ページ目を主にご覧ください。

順に説明させていただきます。

まず、目的ですが、田畑の売買価格等については、毎年、全国農業会議所と都道府県農業会議が、田畑売買価格の動向等を把握し、農業政策の立案のための資料とするため実施しています。

その方法は、昭和25年1月1日当時の市町村を調査対象区域とし、都市計画法の線引きの有無、農振法による区分等を調査し、「中(程度)の田」及び「中(程度)の畑」並びに「樹園地」が調査対象となっており、毎年7月を調査時期としてお

り、併せて過去1年間の転用実績による価格を報告することとされています。

つまり、自治体内部で、平均的な田畑が、どの位の価格（又は価格帯）で取り引きされるのが、妥当か、農業委員会が見解をまとめるというものです。

次に、水俣市のこれまでの対応ですが、水俣市にあたっては、従来から、「水俣市」と「久木野」を対象に、「田畑をそれぞれ上中下の3区分」でピックアップし、その固定資産評価額の推移を調査し、農業委員会で価格の動向、推移等を確認し、報告しています。

調査内容は、2ページ以下となります。

4番目に記載しております調査概要ですが、真ん中の表のとおり、すべてにおいて固定資産税評価額は横ばい（据え置き）となっております。

この結果につきましては、平成30年6月8日に行った、会長、副会長を含む代表者会議において、全体的に据え置きの方針を確認していただいたところでございます。

そこで、本調査の対応としまして、本農業委員会におきまして、下の表のとおり、水俣市と久木野それぞれの田、畑の上中下、水俣市の果樹園さらに水俣市の田畑の中にあつては、農用地区域内の価格を、売買価格（推定価格）として、御了解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。これは前回の農業委員会が終わってから各地区の代表の方に集まっていたいただいて検討した結果の案ですのでよろしく申し上げます。何か御質疑、御意見はございませんか。

（なしと言うものあり）

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第49号 平成30年度田畑売買価格等の決定について、本会の意見として決定いたします。

議 長

これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第13回水俣市農業委員会会議を終了いたします。お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員